第五条の十四を第五条の十五とする。

第五条の十三第二項を削り、同条第三項中「第六条の七第六項」を「第六条の七第五項」に改め、同項第一号、第二号イ及び第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第六号を削り、同項を同条第二項とし、同条を第五条の十四とする。

第五条の十二を第五条の十三とする。

第五条の十一第一項中「第六条の三第五項第二号ロ」を「第六条の三第四項第一号ロ」に改め、同条第二項中「第六条の三第五項第二号ハ」を「第六条の三第四項第一号ハ」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の二項を加える。

4　施行令第六条の三第十四項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　情報サービス業

二　有線放送業

三　インターネット付随サービス業

四　次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前三号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業

イ　商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

ロ　新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務

5　施行令第六条の三第十八項に規定する財務省令で定める書類は、法第十二条第三項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第六条の三第十二項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

第五条の十一を第五条の十二とし、第五条の十を第五条の十一とし、第五条の九の次に次の一条を加える。

（特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第五条の十　法第十条の五の三第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する認定経営革新等支援機関（以下この項において「認定経営革新等支援機関」という。）の同条第一項に規定する個人が当該認定経営革新等支援機関による経営の改善に関する指導及び助言（以下この項において「指導及び助言」という。）を受けたことを明らかにする次に掲げる事項を記載した書類とする。

一　当該認定経営革新等支援機関の氏名又は名称及び代表者の氏名並びに住所又は所在地

二　当該認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けた当該個人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

三　当該指導及び助言を行った年月日（当該指導及び助言を二日以上継続して行つた場合には、当該指導及び助言を実施した期間）並びに当該指導及び助言の内容

四　当該指導及び助言に基づき、当該指導及び助言を受けた個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した器具及び備品並びに建物附属設備の明細

五　その他参考となるべき事項

2　施行令第五条の六の三第三項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　情報通信業

二　一般旅客自動車運送業

三　道路貨物運送業

四　倉庫業

五　港湾運送業

六　こん包業

七　損害保険代理業

八　不動産業

九　物品賃貸業

十　専門サービス業

十一　広告業

十二　技術サービス業

十三　次に掲げる宿泊業

イ　旅館業及びホテル業

ロ　宿泊業（イに掲げるものを除く。）

十四　次に掲げる料理店業その他の飲食店業

イ　料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業

ロ　料理店業その他の飲食店業（イに掲げるものを除く。）

十五　洗濯・理容・美容・浴場業

十六　その他の生活関連サービス業

十七　社会保険・社会福祉・介護事業

十八　サービス業（情報通信業、駐車場業、物品賃貸業、宿泊業、娯楽業（映画業を除く。）、医療業、保健衛生及び社会保険・社会福祉・介護事業を除く。）

3　施行令第五条の六の三第三項に規定する他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として財務省令で定めるものは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業に該当する事業（前項第十三号イに掲げる事業及び同項第十四号イに掲げる事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。）を除く。）又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業とする。

4　施行令第五条の六の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が交付を受けた法第十条の五の三第一項に規定する財務省令で定める書類の写しとする。

第六条の二第一項中「第七条の二第八項第一号」を「第七条の二第七項第一号」に改め、同条第二項中「第七条の二第四項」を「第七条の二第五項」に改め、同条第三項中「第七条の二第八項第二号」を「第七条の二第七項第二号」に改め、同項第四号中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に、「第七条の二第八項第二号」を「第七条の二第七項第二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第九条の見出しを「（探鉱準備金）」に改め、同条中「第十四条第一項第三号」を「第十四条第二項第三号」に、「同項」を「選鉱後の法第二十二条第一項」に改める。

第十一条第一項中「掲げる書類を」を「定める書類を」に改め、同項第二号ロ、第三号イ及びロ並びに第四号ロ中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同号ロ(2)中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同項第五号ロ及び第六号ロ中「掲げる書類及び」を「定める書類及び」に改め、同項第七号中「掲げる書類」を「定める書類」に改め、同条第二項中「同規則」を「同令」に改める。

第十三条第一項中「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に改め、同条第三項第三号中「第九条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

第十四条第五項第二号中「第五項」を「第四項」に改め、同項第三号イ中「奄美群島振興開発特別措置法」の下に「（昭和二十九年法律第百八十九号）」を加え、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第三十一号」を「第二十七号の二（中間貯蔵施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地